



平成 25 年 5 月 22 日

各 位

会社名 ケイヒン株式会社
代表者名 代表取締役社長 大津 育敬
(コード番号 9312 東証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 室 明
(TEL 03-3456-7801)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 66 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
(監査役の員数および選任) 第 28 条 当社の監査役は、5 名以内とし、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。 (新 設)	(監査役の員数および選任) 第 28 条 当社の監査役は、5 名以内とし、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。 <u>2 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
 (新 設)	

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 27 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 27 日 (予定)

以 上